# 令和6年度 有料老人木一ム 集団指導

県南広域振興局 長寿社会課

# <u>説明項目</u>

- 1 有料老人ホーム・サ高住とは
- 2 各種届出・報告
- 3 有料老人ホーム(サ高住)の指導検査
- 4 令和5年度立入検査の主な指摘事例
- 5 令和6年度重点指導事項について
- 6 高齢者虐待の防止について

1 有料老人ホーム・サ高住とは

# 1. 有料老人ホーム・サ高住とは

	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
根拠法	老人福祉法第29条	高齢者住まい法第5条
定義	<ul><li>①入浴、排せつ又は食事の介護</li><li>②食事の提供</li><li>③洗濯、掃除等の家事</li><li>④健康管理</li><li>のいずれかをする事業を行う施設</li></ul>	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅
対象者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	次のいずれかに該当する単身又は夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者
1人あた り 面積	13㎡(参考値)	25㎡ など
指導根拠	岩手県有料老人ホーム設置運営指導指針	

# 2 各種届出・報告

# 2. 各種届出・報告

- ▶ 設置届…開設を予定している場合は、あらかじめ
- ▶ 変更届…変更から1月以内

#### 【 届出事項 】

- ・ 施設の名称及び設置住所
- 法人名称及び所在地
- ・ 代表者の氏名及び住所
- 条例、定款その他基本約款
- ・ 施設の管理者の氏名及び所在地
- ・ 施設において供与される介護等の内容
- ・ その他厚生労働省令で定める事項(老人福祉法施行規則第二十条の五の二)
- ▶ 廃止・休止届…廃止又は休止の日の1月前まで

#### 【様式】

岩手県 - 有料老人ホーム 各種届出様式 (pref.iwate.jp)

### ▶ 有料老人ホーム情報の定期報告…7月末日まで

#### 【 提出書類 】

- ア 有料老人ホーム情報報告書(要領別紙様式1)
- イ 7月1日現在の重要事項説明書(指針別紙様式及び情報公表システム取込様式)
- ウ 有料老人ホーム情報開示等一覧表(要領別紙様式2)
- エ 前年の事業年度の財務諸表
- 才 入居契約書
- 力管理規程
- キ 入居案内パンフレット

### ▶ 変更報告…変更の日から1月以内

#### 【 届出事項 】

施設の名称、所在地、電話番号その他連絡先、有料老人ホームの類型、居室の状況、介護等の内容等、 入居対象となる者及び介護等を利用するに当たっての利用料等

【様式】

岩手県 - 有料老人ホーム情報の定期報告及び変更報告 (pref.iwate.jp)

▶ **事故報告...**速やかに入居者の家族等に連絡し、県南局へ事故報告書を提出

#### 【報告を要する事故の例】

- ① 自然死以外の死亡
- ② 傷病等:入居者の処遇に重大な影響を及ぼす食中毒・感染症等の傷病、医療事故など
- ③ 暴力・犯罪行為:入居者の処遇に係る利用者又は従業者等による暴力又は犯罪行為など
- ④ 入居者の行方不明:警察への通報、捜索を要する(行なった)場合など
- ⑤ 火災を含む災害:施設におけるぼやを含む火災、避難を要する災害、物的・人的被害が生じた災害など
- ⑥ 管理瑕疵:施設の管理瑕疵による事故・不祥事案など
- ⑧ その他の事故・事件等:上記に準じると認められる利用者又は従業者等に係る事故、事件など
- ※ サービス付き高齢者向け住宅の場合、<u>県南局長寿社会課と所在地の住宅担当部局</u>の**2箇所**に提出すること。

#### 【様式】

岩手県 - 有料老人ホームの事故報告 (pref.iwate.jp)

▶ 施設で感染症が発生した場合の取扱い

感染症が発生し、下記に該当する場合は、保健所に速やかに報告すること。また、 併せて**事故報告**を行うこと。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

なお、上記要件を満たさない少数の発生事案であっても、有料老人ホームにおける事故等としての報告を要するものであり、一斉に、若しくは断続的に同一の有症者等が複数確認された時点で、事故報告を行うとともに、上記③に該当する場合は、保健所に速やかに報告すること。

また、感染症のように時間の経過に伴い状況の変化が予想される事案については、 第一報、第二報といったように、速報性を考慮して随時報告を行うなど、状況に応じ て柔軟に対応すること。 3 有料老人ホーム(サ高住)の指導検査

## 3.有料老人ホーム(サ高住)の立入検査

▶ 目的

有料老人ホームの適正な運営及び入居者保護を図ることを目的として実施。

▶ 指導方法

集団指導…原則年に1回、一定の場所に集めて講習等の方法により実施 立入検査…原則4年に1回、施設において「施設内の状況の確認」、「関係書類 の閲覧」、「関係書類の閲覧」及び「職員へのヒアリング」により 実施

※ 改善を要すると認められる事項があるときは文書指摘とし、改善報告書の提出を求めます。また、 必要に応じて、現地にて改善状況等の確認を行います。 特別検査…立入検査により、次のいずれかの事項に改善が認められないとき、 又は、運営及びサービス等が著しく適性を欠くために、入居者の利 益に重大な支障が生じている疑いがあるとき、もしくは、正当な理 由がなく立入検査を拒否したときに実施

### 【特別検査の結果再三の指導等に従わない場合】

- ▶ 改善命令…改善を命ずるとともに、その旨を公示するもの。
- 業務停止命令…改善命令に従わずに悪質な事業を続ける場合など、入居者の保護のため特に必要があると認めるときには、その事業の制限又は停止を命ずるとともに、その旨を公示するもの。

- 【 特別検査となる場合 】 (岩手県有料老人ホーム設置運営指導検査要領 第8(1) 参照)
- ア 当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存されていないとき。
- イ 当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与 する介護等の内容その他厚生労働省令で定める事項の情報の開示がなされていないとき。
- ウ 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権 利金その他の金品を受領しているとき。
- 工 終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領する場合は、当該前払金の算定基礎を書面で明示し、かつ返還債務を負うこととなる場合に備えて、厚生労働省令の定めるところによる必要な保全措置が講じられていないとき。
- オ 工に規定する前払金を受領する場合において、当該有料老人ホームに入居した日から省令第21条第1項で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から省令第21条第2項で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結していないとき。
- カ 当該有料老人ホームに入居している者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益 を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるとき。
- キ 改善報告が期限内に提出されないとき、又は前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若し くは改善を怠っていると認められるとき。
- ク 入居者の処遇に重大な影響が及んでいる等、緊急を要すると認められるとき。

4 令和5年度立入検査の主な指摘事例

# 4. 令和5年度立入検査の主な指摘事例

非常災害対策について(指針8(6))

### 【指摘事例】

- 年2回の避難及び消火訓練(うち一回は夜間想定)を行っていない。
- 訓練の実施状況を記録していない。
- ▶ 職員体制について(指針9(3))

#### 【指摘事例】

有料老人ホームの職員が介護保険サービスの他の業務を兼ねているが、 勤務表上時間数を分けて記載していない。

## ▶ 入居者からの預り金について(指針9(1)ケ)

- 運営規程に定めのない個別のサービス提供にかかる費用を徴収している。
- 入居者の金銭管理をするにあたり、依頼又は承諾を書面で確認していない。
- ・ 具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期報告等を管理規程等で 定めていない。

### ▶ 事故発生の防止について(指針12(8))

- 事故発生の防止のための職員に対する研修を行っていない。
- 事故発生の防止のための委員会を行っていない。
- ・ 振興局に報告を要する事故について報告を行っていない。

5 令和6年度重点指導事項について

# 5. 令和6年度重点指導事項について (※抜粋)

- ▶ 業務継続計画(BCP)の策定について(指針8(5)ア) BCPについて周知、研修及び訓練の定期的な実施、定期的なBCP見直し
- ▶ 高齢者虐待の防止について(指針9(4))
  委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の定期的な実施、虐待防止担当者の設置
- ▶ 身体拘束の適正化について(指針9(5)~(7))
  - ・ 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。また、緊急やむを 得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
  - ・ 委員会の開催(3月に一回以上)、指針の整備、研修の定期的な実施

医療機関との連携(指針8(9)ア)

入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<mark>医療機関と協力する旨及び</mark> その協力内容を取り決めておくこと。

▶ 苦情解決の方法について(指針12(7))

設置者において、苦情処理体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関について入居者に周知すること。

### ▶ 重要事項の説明等について(指針12(4))

- ・ 入居者又は入居しようとする者に対しては、重要事項説明書を作成し、誤解 を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること。
- ・ 重要事項説明書は入居相談があったときに公布するほか、求めに応じ交付すること。
- ・ 入居希望者が、契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、 契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の 対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行うこととし、その際 には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。

▶ 職員の衛生管理等について(指針7(3))

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行っては ならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに相談に対応する 担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらか じめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。 ▶ 運営懇談会の設置等について(指針8(11))

入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者との連携により透明性を確保する 観点から<mark>運営懇談会を設置</mark>すること。

- 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。
- ・ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者(入居者のうちの要介護者等についてはその身元引 受人等)に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。
- ・ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三 者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。
- ・ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期に的報告し、説明すること。また、入居者の要望、 意見を運営に反映させるよう努めること。
  - ① 入居者の状況
  - ② サービス提供の状況
  - ③ 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容

# 6 高齢者虐待の防止について

## 高齢者虐待の動向

(岩手県 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果 (令和4年度))

- ▶ 養介護施設従事者等(※1)による高齢者虐待
  - 相談・通報件数は25件(令和3年度から7件増)
  - 虐待判断件数は11件(令和3年度から7件増)
- 養介護者(※2)による高齢者虐待
  - 相談・通報件数は344件(令和3年度から5件増)
  - 虐待判断件数は180件(令和3年度から5件増)
- (※1) 養介護施設(特別養護老人ホーム等)又は養介護事業(居宅介護支援事業所等)の業務に従事する者
- (※2) 高齢者を現に養護するもので養介護施設従事者等以外の者

# 高齢者虐待の分類

#### 1 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。(殴る、蹴る、ベッドに縛るなど)

#### 2 介護等の放棄(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待又は介護等の放棄に掲げる行為と同様の行為の放 置等養護を著しく怠ること。(入浴させない、食事を与えない、必要な介護サービス等を受 けさせないなど)

#### 3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(怒鳴る、人前で恥をかかせる、無視するなど)

#### 4 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 (わいせつな行為の強要、懲罰的に裸で放置するなど)

#### 5 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。(生活費を渡さない、勝手に年金や財産を使うなど)

## 有料老人ホームにおける高齢者虐待の防止

▶ 高齢者虐待防止法の規定に基づく対応をとるよう明記(指針9(4))

設置者は、<u>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律</u>(平成17 年 法律第124 号)<u>に基づき、次の</u>事項を実施すること。

- ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
- イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹 底を図ること。
- ウ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- エ 職員に対し、虐待の防止のための<mark>研修を定期的に実施</mark>すること。
- オアから工までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- カ その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高 齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

### 高齢者虐待防止法(抜粋)

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

# 身体的拘束について

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、<mark>緊急やむを得ない場合</mark>を除き、

- ① 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は禁じられています。(有料を人ホーム設置運営指導指針等)
- ② 身体拘束は、高齢者虐待(身体的虐待)であると考えられています。 (「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」(社団法人日本社会福祉士会)より)

### 「緊急やむを得ない場合」とは

## ①切迫性 ②非代替性 ③一時性

の3要件すべて満たすことが必要です。

### 〈3つの要件をすべて満たすことが必要〉

- ①**切迫性・・・**利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②**非代替性・・・**身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

# <u>有料老人ホームにおける身体的拘束等に</u> <u>ついて</u>

【岩手県有料老人ホーム設置運営指導指針 9】

- (5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束 等」という。)を行ってはならないこと。
- (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。
  - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するごと。

## 身体的拘束の具体例

### 入居者に対し以下のような行為を行っていませんか?

徘徊しないように、車いすやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないよう、 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や 腰ベルト、重いすテーブルをつける。 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようなイスを使用する。 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。